

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例（平成24年11月9日京都市条例第13号）（行財政局財政部財産活用促進課）

公有財産の有効活用を促進する観点から、行政財産の貸付料を減免することができることとする等のため、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 行政財産の貸付料の減免

地方自治法の一部改正（平成19年3月施行）に伴い、行政財産の貸付けができる範囲が拡大され、行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成するために建物を所有させる目的で土地を貸し付けることや、庁舎等に余裕部分がある場合に当該部分を貸し付けることなどが可能となりました。ただし、貸付料を減免する場合、本市では条例に行政財産の貸付料の減免に係る規定がないことから、これまで、公共的な用途等での借受けが申し込まれ、当該貸付料を減免する必要があると判断できる場合には、行政財産の目的外使用許可で対応してきました。

このため、行政財産の貸付料についても、行政財産の目的外使用許可に係る使用料（以下「目的外使用料」という。）と同様に、公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用に供するときなどに減免できることとし、公有財産の有効活用の更なる推進を図ることとしました。

2 行政財産の目的外使用料の算定

公有財産の有効活用を図るため、1時間を単位とした使用料を算定できることとしました。

3 必要な規定整備

既納の使用料は、管理上の都合により行政財産の目的外使用許可を取り消したとき等を除き、原則として還付しないことを明記するなど、必要な規定の整備を行いました。

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川 大作

京都市条例第13号

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例

京都市公有財産及び物品条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 公有財産

第1節 行政財産（第2条～第4条）

第2節 普通財産（第5条～第9条）

第3章 物品（第10条～第12条）

第4章 雑則（第13条・第14条）

附則

第2条第2項本文中「または日額」を「，日額又は1時間を単位とした額」に改め，同条第3項本文中「一」を「いずれか」に改め，同項第1号中「または」を「又は」に，「もしくは」を「若しくは」に改め，同項第4号中「または」を「又は」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 既納の使用料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，市長は，その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供する必要が生じたため，行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 管理上の都合により行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (3) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなったとき。

第3条の次に次の1条を加える。

（貸付料等の減免）

第3条の2 第2条第4項及び前条第3項の規定は，行政財産の貸付料又は延滞料を減免する場合に準用する。

第7条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に，「または」を「又は」に改める。

第13条中「第2条第3項または第3条第3項(」を「第2条第4項又は第3条第3項(第3条の2又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)